

第7期 第9回 練馬区循環型社会推進会議（発言要旨）

日時、場所	平成26年3月12日（水） 午前10時～11時45分 本庁舎19階 1903会議室
出席者	出席委員名 14名 山谷委員、庄司委員、杉山委員、市村委員、 岩橋委員、大澤委員、鈴木委員、武川委員、 横谷委員、高橋委員、竹石委員、五十嵐委員 市川委員、増嶋委員 区側出席 6名 環境部長、環境課長、みどり推進課長 清掃リサイクル課長、練馬清掃事務所長 石神井清掃事務所長

【次第】

- 1 開会
- 2 議題
(1) 平成25年度練馬区資源・ごみ排出実態調査結果について
(2) 諮問事項「更なるごみ減量に向けた3Rの取り組みについて」に対する
答申（素案）について
- 3 その他
- 4 閉会

議 事 内 容

会長

定刻になりましたので、第9回練馬区循環型社会推進会議を開催いたします。
事務局から、本日の出席状況をお願いします。

清掃リサイクル課長

本日は、委員から欠席のご連絡が入っております。また、3名の委員より遅参の届が出ておりますが、定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

会長

第8回会議の発言要旨について、2名の委員から修正の申し出がありました。
修正したものをお送りしましたが、ご承認いただくということによろしいでしょうか。

（異議なし）

会長

発言要旨につきましては、ホームページに掲載いたします。
本日の資料につきましては、事前に事務局から送付してあると思います。
では、議題（1）平成25年度練馬区資源・ごみ排出実態調査結果についてに入ります。事務局から説明をお願いします。

清掃リサイクル課長

お手元の資料1 1、1 - 2につきましてご説明をいたします。

平成25年度練馬区資源・ごみ排出実態調査の報告です。

資料1 - 1の概要をお願いします。

(1) 調査の目的です。

家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみおよび容器包装プラスチックの組成割合を明らかにし、資源化可能物の混入割合等、分別状況や資源化可能物の混入割合を把握することを目的として、平成14年度から毎年実施しており基礎資料としています。

(2) 調査期間です。

平成25年9月2日(月)～7日(土)の6日間で実施しました。

(3) 調査地域です。

調査地域は、住居形態に偏りがないよう、「戸建て中心地域」、「戸建て・低層集合住宅地域」、「中低層住宅・商業混在地域」、「商業地域・高層住宅地域」、「高層住宅地域」の5つの住宅区分として、対象地域の中を18ブロック、60集積所を対象としています。

今年度の大きな変更点ですが、住宅区分別に円グラフを追加いたしました。

また、3の金属類の排出状況については、今までは小型家電9品目以外は品目・個数等を出さず重量のみでしたが、今年度は、コードやリモコンなど個別に挙げています。詳細は、後ほどご説明いたします。

次に、資料編は今まで本編と別れていたものを、今年度は合体し地域の内訳を載せたところが大きな変更点です。

(4) 作業場所です。

光が丘清掃工場で行いました。

(5) 調査・分析方法です。

分類については、ごみを排出する外袋の種類と個数を把握し、1個当たりの重量を測定しました。それを分類表に従い50種類に分別し、品目ごとに重量を測定しました。

分別不適物です。

可燃ごみは「資源化可能物」、「不燃物」および「処理困難物」等がどれだけ入っているのかを調査しました。

不燃ごみについても同じです。また、容器包装プラスチックは、「容器包装プラスチック以外の資源化可能物」、「可燃物」、「不燃物」および「処理困難物」を分別不適物としています。

次に、2ページをお願いします。

2の可燃ごみについてです。

分別が正しい割合は80.2%で、昨年度と比べまして2.2ポイントの改善が見られました。

可燃ごみのうち、最も多いのは生ごみで、43.5%という割合になっています。また、分別が正しくない割合ですが19.8%で、内訳は資源化可能物が19.2%、不燃物が0.2%、処理困難物が0.5%でした。

このうち、資源化可能物の19.2%の中で最も多かったものが、紙類で13.4%です。

その中に含まれている雑紙の割合は9.4%でした。

次に3ページです。

3の不燃ごみです。

分別が正しい割合は73.6%で、昨年と比べて2.9ポイント改善されています。

分別が正しくない割合は26.4%で、資源化可能物が10.3%、可燃物が9.8%、処理困難物が6.4%です。

ここで、資料1 - 2の17ページをお願いします。図2 - 6の不燃ごみの組成の推移で先ほどご説明しました大きな変更点の一つです。

表の2 - 6で、小型家電(9品目以外)のパーセントが載っております。

16ページをお願いします。

ここで、住居区分の組成分析の割合についても載せております。

また、15ページで初めて戸建て地域から高層地域までの円グラフということで、各地域の数値が一目でわかるようにいたしました。

分別が正しくない割合の中で、処理困難物が6.4%となっています。

概要版にお戻りください。

不燃ごみの処理困難物の6.4%の中身ですが、集積所で園芸土が大量に出ているということで、昨年度は0.8%だったものが6.4%と増えています。

資源化可能物は10.3%含まれていました。

この中で、紙類が0.4%、びんが3.8%、缶が2.0%、小型家電9品目は2.4%でした。

可燃物が9.8%含まれていますが、その内訳は製品プラスチックが6.8%で、まだまだ燃えないごみというような概念をお持ちの方がいるというところが見てとれます。

最後の4ページをお願いします。

4の容器包装プラスチックです。

分別の正しい割合は74.6%で、11.9ポイント改善されています。

こちらでは、リサイクル不可の容器包装プラスチックの割合の減ですとか、きちんと分別がされている状況があり、啓発に力を入れてきた結果が出てきていると考えております。

分別が正しくない割合は25.4%でした。この内訳は、容器包装プラスチック以外の資源化可能物が5.9%で、その中にペットボトルが増えてきている現象が見てとれます。

ペットボトルが、資源化可能物の5.9%の中に4.8%でした。昨年度は3.4%でしたので、この部分は新たな現象と捉えています。

また、可燃物が17.7%含まれていますが、汚れが落ちないまたは落とすにくいもの(リサイクル不可の容器包装プラスチック)が7.9%でした。

次に資料1 - 2の5ページをお願いします。

こちらに分類表をお示ししています。

こういった分類で確認をしたかは、こちらでわかるようになっています。

先ほどの不燃物の中での金属の排出の状況ですが、同じく資料1 - 2の25ページ、にお示ししています。

小型家電（9品目以外）で、こういったものが出されていたかが、こちらの表から把握できると思います。

ご報告は以上です。

会長

かなり詳しくご説明いただきましたが、何かご質問とかご意見がございますか。委員、お願いします。

委員

AからEまでの具体的な町名をお教えていただけますか。

清掃リサイクル課長

本編の資料1 - 2の1ページをお願いします。

こちらに調査地域、対象地域と調査住居区分と、町丁目を載せております。

また、2ページには、それが練馬区のどの辺に当たるかを、練馬区の地図に落とし込みました。こちらでご確認をいただければと考えます。

委員

わかりました。それに関連してですが、一昨日、私どもの練馬区環境清掃推進連絡会、これは家庭ごみの全ての問題を扱っているセクションで講演会がありましたが、今年はフードロス、食品ロスをテーマにして、いまだかつてないぐらいの参加人数で大盛況でした。

講演の内容は目新しいものではなかったですが、家庭ごみの問題を末端まで周知する唯一の練馬区の機関がこの練馬区環境清掃推進連絡会です。所管は環境課長のところですが、所管を超えてこの講演会をうまく利用して、この連絡会の委員は各町会を中心に出てきていますから、区民に協力を得ることができます。

それから、なかなか人は集まらないので、何か別の客寄のための景品であったり、落語であったり、そういったものを組み合わせて講演会を来年度以降、企画していくと、さらにごみの分別の正しい割合が上がってくると思います。

昨年に比べて、随分、改善されていますが、まだまだ改善の余地があるということなので、さらなるアイデアを持って望んでいただければと思います。

清掃リサイクル課長

清掃リサイクル課だけではなくて部として、そういった形で協力体制をとって進めていけるところは積極的に進めてまいりたいと考えます。

会長

委員、お願いします。

委員

1点、教えていただきたいのですが、ご説明にありました資料1 - 1の4ページ、容器包装プラスチック以外の資源化可能物が5.9%含まれていて、そのうちペットボトルが4.8%ということです。ここに問題があったようなお話でしたが、このペットボトルの概念というか定義を教えていただきたい。通常、飲み物のペットボトルがありますが、例えば、醤油が入っているものはペットボトルではないとか、ヨーグルトが入っているものもペットボトルなのか。私も迷っていますので、その辺を教えてください。

清掃リサイクル課長

お醤油などが入っているものペットボトルで大丈夫です。そして、ヨーグルトのパックというのは、ものによって違うものもあると思うので、一概に言えないと認識しています。

会長

副会長、どうぞ。

副会長

私もその点を確認したかったのですが、いわゆる容器のペットボトルで容器包装プラスチックが対象としていないものについて、どのように皆さんに広報していますか。容器包装リサイクル法では指定されていますね。中身が飲料や醤油などは、広報はかなり徹底されていますか。それを確認したかったのです。

清掃リサイクル課長

私どもで出しております「資源・ごみの分け方と出し方」の中でご説明をしております。

出せないものは、例えば、ペットボトルで油が入っているものや異物が入ったペットボトルは出せませんということと、あわせてペットボトルもどのように出したらいいかということ、簡単ですがご説明もしております。

ペットボトルは、循環マーク、三角形の「1」表示がありますので、ふれあい環境学習の中でも周知しているところです。

副会長

今、改めて見ますと分別が正しい割合が上がりましたが、汚れがついている場合は出さないでくださいというのは、これはペットボトルに限らず言われていますが、その汚れのついたものの区別がはっきりしていないと思います。

というのは、容器包装プラスチックの中に可燃物が含まれているというところでは、リサイクル不可の汚れが落ちないものや落としにくい容器包装プラスチックで7.9%ありますが、この中には汚れたペットボトルは入っていますか。

細かいことを聞いているのは、きちんとペットボトルについての説明が周知され

ているのかを確認したかったのだ。

清掃リサイクル課長

周知はしておりますが、今回、この円グラフでわかると思いますが、リサイクル不可の容器包装プラスチックは、汚れているものということでお示ししています。

ペットボトルは容器包装プラスチック以外の資源化可能物というところとは区別して表示をしております。

委員

結論から申しますと、容器包装プラスチックは比較的表示がされてきています。

ペットボトルの表示はすぐわかりますけれども、例えば、見間違ふようなものというのですか、ペットボトルは飲料だけとっていますが、それ以外もペットボトルに入るならば、ペットボトルの分類に入ることを徹底していただくことと、業者にもペットボトルである表示を入れてもらえるようにと思っています。

会長

ボトルの表示を見ていただきたいのですが、循環マーク、三角形の中に「1」と書いてあります。それがペットということです。

では、委員。

委員

資料1 - 2の15ページに不燃ごみの組成分析結果があります。この中で、高層住宅地域の資源化可能物、その中の組成で小型家電が他の地域に比べて突出して多いのです。この結果から、これからの小型家電の回収方法に活かせるのではないのでしょうか。

これだけではなくて、この調査結果これから色々なことに役立てられると思いますので、詳細に見ていきたいと思えます。

毎年、報告書が出ていますが、何か具体的にこの報告書を区で活用していることがありましたら教えてください。

清掃リサイクル課長

区では、資源・ごみ排出実態調査の数字を把握することで、毎年の啓発事業でこの部分をポイントにしたらいいかとか、ふれあい環境学習や集積所ごとで行う青空集会などで、なかなか分別がうまくできていない場合、正しい分別をご説明することで活用したりしています。それとは別に、区の一般廃棄物処理基本計画を策定するときにごみ量等の推移などの動向を見ながら算出するなどの基礎資料として活用しています。

会長

委員、どうぞ。

委員

資料1 - 1を拝見しますと、可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチック、それぞれ、皆様方のいろいろなご努力の結果で改善ポイントがそれぞれ上がっているわけです。

私どもが都心の企業系一般廃棄物の分別作業をしていますと、オフィスビルというのはトップダウンで社員に徹底しますから、比較的早く分別ができます。それでもまだまだ分別し切れていないビルが多い中、このように可燃、不燃、容器包装プラスチックが改善ポイントを上げたということはすばらしいことだと思います。

参考にしたいのは、分別ポイントが上がった要因を、こういうことをしたからではないかということ、是非、教えていただきたいなと思います。

会長

要因というのはなかなか難しいところですが、事務局でどうお考えかお願いします。

清掃リサイクル課長

一番の要因は、やはり地道な啓発活動、それから、集積所での排出指導と考えております。

イベントでごみの分け出しクイズを行ったり、区報に今回も載せましたが、どの程度正しい知識で分別ができているかをクイズ形式で区民の方に投げかけたりと全区的に行っていること。お子さん方が正しく分別ができるようになると、お母様が間違った分別をするとそこで会話が生まれます。全区立小学校4年生や保育園、幼稚園等でやっているふれあい環境学習での地道な取り組みにより少しずつご理解を得られてきているのではと思っております。

また、収集曜日の変更の関係で、昨年4月にこの「資源・ごみの分け方と出し方」を全戸配布しました。迷ったときにすぐに見られる冊子が近くにあるということも効果が大きかったと感じています。

会長

練馬区はいろいろと啓発したり、また、「資源・ごみの分け方と出し方」を年々改良されているということもあるかもしれません。

委員、どうぞ。

委員

やはり全戸配布が一番大きい。それから、学校での子どもに対する教育、これも最近、学校現場が大変な中でも着実に定着してきている。

例えば、私のところも、ごみを出すときに、10人に1人とは言いませんが、20人に1人ぐらいは小学生のお子さんがきちんと分別してごみを出しに来ている。

そういう意味で、学校教育や家庭教育の重要性を改めて最近認識しています。ごみを出すお子さんが徐々に増えてきているというのはここ1、2年の傾向です。

会長

ほかにご質問とかご意見とかありませんか。
ないようでしたら、次の議題に入りたいと思います。
議題2、「さらなるごみ減量に向けた3Rの取り組みについて」に対する答申（素案）についてです。
事務局から説明をお願いします。

清掃リサイクル課長

資料2 - 1につきましては、前回の会議での意見を踏まえて答申（素案）としてまとめたものです。修正した箇所は下線を引いてあります。

資料2 - 2につきましては、その修正箇所を一覧にしてまとめたものです。

資料2 - 3につきましては、前回の会議以降に各委員の皆様から頂戴いたしましたご意見を一覧にまとめたものです。

会長

資料2 - 1につきましては、修正されたところに下線を引いてあるということで、区別がつくと思います。

そして、資料2 - 2にその修正箇所についてリストを作っていたというということです。

この下線のついたところについて、何か、追加のご意見があるという委員の方はいらっしゃいますか。

特におられないようでしたら、次に前回、会議終了後、委員アンケートのような形でお出しいただいたご意見のリストが資料2 - 3になります。

資料2 - 3をご覧ください。

7つのご意見がありますので、これを順に審議してまいりたいと思います。

まず、1番目のご意見です。これは「飲食店等で、あるいは販売店で、小分け、小盛りの販売、提供を行うよう協力を要請する。」というような文言を入れてはどうかというご提案です。

これについて、ご意見がございましたらお願いします。

委員、お願いします。

委員

私は、販売店や飲食店で小分けや小盛りをするという文言を入れるととても効果があるのではないかと思います。すぐに効果は出ないと思いますが、少なくとも、改善のパーセンテージが上がることを前提として、地道な活動しかないとなれば、家庭内で自分たちはこうやるのだという以外にも、こういうことをやっていただくと、少なくとも何かの省力化になると思いますので、この意見はとてもいい意見だなと思います。

会長

ただ、こういうことも言えますよね。最近、高齢化が随分進んできていて、お店も高齢化対応ということで、かなり小分けをしています。大根でも半分に切って売

るとか、4分の1に切って売るとか、小分け商品が結構、出回っています。事業者の方もかなり消費者のニーズを先取りして既に対応しているのではという気はします。

委員

先ほど出ました、フードロスの問題もこれに絡まってきて、とても良いことだなと常々思っていました。確かにお年寄りには重い荷物は持てませんが、商売上は、本来は10個入れて1袋という売り方をした方が多分儲かるのだと思いますので、まだ、そういう傾向があります。

だから、食べるものを2つや3つ買えるというようなばら売りしているところの方がかえって少ないだろうと思っています。

会長

中国とか韓国に行きますと、昔は料理屋でものすごい皿がたくさん出てきましたが、最近行きましたら、中国でも少なくしようと、また、韓国でもできるだけ食べられる分だけ出そうというような動きがあるようです。まだ、たくさん出ていますけれども。

その点については、まだ日本の料理店は食べられる分ぐらいという形で少なく出しているというところがあるのかなと思いますけれど。

委員、お願いします。

委員

それに関連して、最近、いわゆるシニア世代が多いせいか、なかなか家で食事を作らない。また、美味しいものを少量、買いたいということもあり、会長からもお話がありましたように、スーパーなどでも少なく、また、栄養のバランスを考えて多種類のものを少しずつ入れて、安い価格で提供しているものが増えてきました。少量のものが欲しいというニーズに対して、割高だけれども、消費者もこれを買うというような傾向が出てきたということです。

先週、沖縄に行ったのですが、沖縄のホテルのバイキング料理で、皿も変わってきていて、置くところが細かく10か所ぐらいあって、栄養バランスを考えて少しずつ取ってくださいということを促しているような皿の形態に変わってきていますので、先ほどのご提案はさらに追い風になりますから非常に大事なことと思っています。

会長

非常にこれは具体的ですので、例えば、「適量販売」とか、もう少し概念として幅広く捉えられるような表現ができればなと思います。

委員。

委員

「適量」と曖昧にしては意味がない。提案者は「小分け」や「小盛り」と言われ

ている。むしろ、その表現の方が正しいと思います。

会長

そうしますと、消費者のニーズに合った「適量」ではないかなと思って、「適量販売」としましたが。

委員

委員長はなぜそんなにこだわるのですか。

せっかく委員が「小分け」とか「小盛り」と言っているので、この方が高齢社会に対して適切な表現です。でも、フードロスということを考えてときに、今の販売方法についても様々な意見があります。

なぜなら、震災時、最低3日間と言われた食料の備蓄を、今は1週間という時代に入っています。家庭における食料の備蓄は、実は色々な観点から考えていかなければいけないです。

一方で、高齢者の立場で考えると「小分け」というのは当然あるべき姿であるし、高齢者の中には、宅食便の方がよろしいと、毎日、お総菜を運んでもらう方が良いという高齢者も増え続けてきているのも事実です。

そういう社会変化を考えると、夫婦共働きという家庭もどんどん増えている状況からすると、「小分け」や「小盛り」の表現の方が私は正しいと思います。「適量」というのは問題があると思います。

委員

今、先生もご一緒なのですけれども、環境省で食品リサイクルの審議会に出席しておりますが、環境省は、今、生ごみをリサイクルする前に、もっと根本的に発生抑制をしましょうという策を立てています。

そして、レストランや旅館に、あなたのところはこのくらい生ごみを捨てているから今度は作るときに何%減らして作りなさいという計算方式を作成して、それを実施しようとしていますが、そのときに環境省が使っている言葉は、「作り過ぎない」という言葉です。

例えば、今回のこの文言に対しては、「作り過ぎない(小分けや小盛りでの販売)」とし、大命題は「作り過ぎない」、作り過ぎないための方法として「小分け」や「小盛り」があるということを書いていくという表現が具体的にわかりやすいのかなと考えます。

副会長

そうですね。表現の仕方だと思います。会長が気にされたのは、多分、あまり特定の事業者だけに出すより一般的、普遍的な言い方をしますという配慮があったのだと思います。特に飲食関係はフードロスの問題は非常に大きな問題なので、ターゲットを1つにすることの意味は決して少なくはないと思います。

例えば、私は目黒区に住んでいて、目黒区には、前にもご紹介したことがある任意のルールですが「買い物ルール」を作って区民の皆さんに普及し、それを認知して、買い物のときにごみの減量に役立ててもらおうようにしています。

飲食店で食べることも含めて、「買い物ルール」の中に入れているのですが、この「買い物ルール」に賛同するお店を参加店という形で増やしていこうとしています。例えば、お店としては「小出し」というと聞こえが悪いのですが、ご飯などはおかわりするのはいいですよと最初から大盛りにしないで、おかずなどもそうして、無駄にならないような出し方の工夫をしましょうという活動をしています。

それは事業系ごみを減らすということになりますし、また、小売店に対しては、小袋だとか、しかし、小袋にすると包装がその分増える面もあるので、ばら売りで売れるものは売りましょうという形で、「買い物ルール」を設定しています。

ですから、やっぱり無駄な売り方をするのをやめようという意味合いがあると思いますので、この特に食品を想定した形での言い方をどうしたらいいかはすぐに思いつきませんが、趣旨としては入れることが良いと思います。

皆様のご意見は、それを念頭に置かれていると思うので、この案の中の区分で言えば、やはり事業系ごみの適正排出という話にはつながりませんが、とりあえず、事業者はその仕組みをつくってもらうきっかけになればいいと思います。

消費者としての区民の側は、いろいろな形でごみを減量しましょうと言っていますから、事業系ごみに区分するとしたら、区民が出すごみはお店で買ったもので、お店の売り方も関係するのでそんなことを念頭に置いて、この事業系ごみの中にその趣旨を入れるというのも一つの方法かなと思います。

会長

入れるとすると、むしろ「おわりに」のあたりで、その趣旨に沿うような表現で書き込むということが一番適切かなと思います。

事業系ごみではないように思います。全く関係ないわけではないですが、家庭の生ごみの減量にむしろ近いところもあるかもしれません。

でも、家庭から発生する生ごみの減量とかりサイクルというようなことを中心に書いておきますので、そういう意味では、「おわりに」で、皆様のご意見を取り上げた方がいいと思います。最終答申をここで決めるということではありません。まだ時間的余裕もありますので、工夫してみたいと思います。

では、2番目の意見。11ページを開いていただきますと、本文の最終行に「助成件数、あっせん件数のいずれも減少傾向にある」と書いてありますが、その後に「これは、戸建住宅、集合住宅に居住する区民の割合が近年逆転し、集合住宅に居住する区民が60%を超えてきた社会情勢の変化も一因と考えられる」という文言を入れたらどうだろうかというご意見です。区では、集合住宅に居住する区民が6割を超えてきたという統計的な資料をお持ちでしたら教えてください。

清掃リサイクル課長

これまで農地であったところが宅地開発等によりマンションなどの集合住宅になる場合もありますが、国勢調査の数字で申しますと、平成12年度の時点で、集合住宅の割合が60%という数値をこの時点で示しております。その後、平成17年度、平成22年度と、おおむね60%という程度で、横ばいで推移しております。

会長

そうすると、近年ということではないですね。平成12年からもう6割ぐらいになっているということです。現状は、横ばいですから、特に追加する必要はないかなと思います。いかがですか。

委員

これを提案したのは私です。なぜこれを提案したかという、区長が亡くなりましたから、新しい区長がどうなるかわかりませんが、コンポストをずっとやってきて、成果が余り芳しくないということを見たときに、区長が担当部署は何をやっているのだということをおぼろげに配慮しました。しかも、コンポスト事業は、これを今後継続するかどうか、今、非常に曲がり角にきている。ほかに変わるべき方法や手段があるのかなのか、その辺も含めた議論が必要だと思います。

会長

何かご意見はありませんか。

それでは、ご意見として承ることとしまして、3番に入りたいと思います。

委員

3番も私の提案です。

会長

12ページについてということで、12ページをお開きください。

ご意見の前段、後段の二つに区切るとしまして、この12ページの上の方の4行、これは円グラフを説明している文章です。

円グラフの前に必ず説明がありまして、以降もそうですが円グラフを説明した文章なのです。この説明がないと円グラフがこれは何だということになりますので、見やすくしている、読みやすくしているというものですので、これは削除しては支障が出るかなと思います。

また、コンポスト化容器の購入については、現行の施策では増加は難しいとあります。抜本的な見直しの時期に来ているが、助成金の引き上げだけでは限界がある。JAとの協議、新たな視点での検討が必要としてはどうかということです。

これは委員のご意見で、委員としては、このJAとの協議とか、新たな視点での検討、これはどのようなことを具体的にお考えか聞かせください。

委員

非常にこれは難しいのです。練馬区の都市農業を考えると、農家の一人ひとりとJAとの関係、これも一つ問題があります。なぜならば、農業をやっていながら、JAに加盟していないという農家の方もかなりの数になります。

家庭から出る生ごみを農家が受け入れることについて、農家の抵抗は何かということ、やはり分別の問題にかかわってきます。分別がしっかりされていれば、大いに喜んで受けます。

農家も、昔の農家と違って、そういう場所の確保という問題も一つ出てきている。特に周辺に住宅地がどんどん押し寄せてくるので、悪臭等の問題があるということを行っている。それらを含めて、コンポストのあり方そのものを抜本的に考え直すというのが私の意見でありまして、むしろ、委員長にお聞きするのではなくて、行政はこれをどう考えているのか、まず、行政のご意見を聞きたいです。

清掃リサイクル課長

私どももコンポストがなかなか普及しないという現状は悩ましいところです。

ただ、この区政モニターアンケートにもありますように、この事業を知らないということです。モニターアンケートだけではなく、先日、区民の方から講演をきっかけに区でもやっていないかと思って、ホームページで調べたらやっけていて、初めて知りましたというお知らせを頂きました。

今すぐ、これが限界で、もう横ばいで効果がないからと終わりにするという結論を出すのは拙速ではないかと思っております。

私どもの啓発や周知の仕方、それから、コンポストをご家庭で使うことの意味合いなどを根気強くお伝えしていくことも、ごみ減量ということで最終的には普及・啓発になるかと思えます。確かに委員がおっしゃるように曲がり角には来ていますが、すぐに助成を打ち切るような方向になるという現状ではまだないかと考えております。

副会長

このアンケートは、知っているか知らないかということの質問ですよ。問題は、委員がおっしゃったようにコンポストを普及させることに将来的な意味合いがあるかということで、それを踏まえて考えるのが一番の問題だと思います。

特に都市部において、コンポストの一番の問題で共通していることは、堆肥をつくってもマーケットが広がらないということです。マーケットというとおかしいのですが、利用先がないということです。だから、調査として、知っているか知らないかということも必要ですが、つくられた堆肥がどういうルートでどうなっているのかを調べていかないとこの課題の解決にはならない。

知らないから知らせる必要があるというのも、確かに、知られていないのが普及していない原因という意味からなら、もう少し知ってもらおうということをやってみることは、いいと思いますが。コンポストはどこも伸び悩んでいますね。少なくとも都市部におけるコンポスト化に予算をつけて助成していくことが本当にごみの減量につながっていくのかどうかを含めて、その調査をする必要があります。

だから、単にもう少し知らせる必要があるというだけでは、肝心な部分の課題解決にはならないのではないかと思います。

清掃リサイクル課長

今のことにしましてですが、第5回の会議でコンポストについてご説明をしましたときに、助成を受けて購入された方々に、ご購入後、どのような活用をされているかという追跡調査を行っていることもお話ししました。

初めはおもしろいと思ったけれども処分に困った、においの問題があるのでできない、電気料金がかかる等でやめた方からいろいろなご意見を頂戴しています。

担当する所管としては、コンポストの有効利用や活用について、その課題というのは非常に悩ましく、間違いなく曲がり角に来ています。

今後の取り組みについては、そういったことも含めて研さんをしていく中で、コンポストの技術革新もどうなっていくのか、それから、日常の生活の中でコンポストが本当に使えるのかなど、さらに実態把握に努めていき最終的に決断をしていくべきと考えているところです。

副会長

今、お話を聞いて、前にその説明を聞いたことを思い出しました。

また、課長がおっしゃったことを課題として、僕はここにプラスして書いておけばいいのではないかと思います。それは一番大きな課題だと思います。

今回のアンケート結果の解析はこれはこれでいいと思いますが、この案は今後の大きな課題がその中に当然含まれますから、今、議論になったところで、そのことを追加することがいいことだなと思います。

会長

では、委員。

委員

全くそのとおりでして、このままでいくと、本当に努力している担当部署が、上から見たら、全然成果が上がってないと言われかねないです。

現状はこうであって将来に向けての課題としては、社会情勢の変化も踏まえた上で、現状、問題点等を列記するような形で、副会長がおっしゃるような方向で何か適当な文章にしていただければ、結構だと思います。

会長

今、近隣の自治体で取り組みを一生懸命やっているのは、コンポストではなく、また、乾燥式生ごみ処理機でもなく、段ボールコンポストや消滅型の生ごみ処理機です。その辺にも視野を広げて、助成制度を拡充していくことも必要かと思います。

消滅型はごみが消えてなくなるので、受け皿づくりという大きな課題に、一応、対応できるということで注目されていると思います。いずれにしましても、受け皿づくりです。生ごみ処理機やコンポストでたい肥、あるいは堆肥に近いものをつくったとして、それをどのように使っていくのかということを変更して検討していく必要があると思います。

その辺も含めて、最終答申に向けて検討していきたいと思います。

委員、どうぞ。

委員

練馬区のコンポストが成功するようにお祈りしているわけですが、参考までにお話しいたしますと、私どもも、生ごみで肥料をつくって、主に九州の二農家、静岡のお茶畑、また、ゴルフ場などに販売しておりますが、クリアすべき課題がありまして、一つは、農家さんが一番心配しているのは、「この肥料を畑にまいたときの塩分濃度、油分濃度が高くて畑がだめになってしまったら、どうするのよ」ということから始まるわけです。

塩分濃度はこれぐらいで、また、油分の濃度はこれぐらいですと調査結果を全部お示しして、そして、万が一、畑がだめになったときの保証として2,000万円の保険に入って、その農家さんの畑を保証しながら販売をして、1軒、2軒、3軒と農家さんを広げさせていただいたわけです。このときに大事なものは、農家さんが安心して買っただけの塩分濃度、油分濃度を明確にすることです。農家さんは何らかのメリットがないと使わないです。例えば、できた野菜を学校給食で使ってもらおうとか、何かしらのメリットがないと、率先して農家さんも買いませんので、その辺の大きな仕組みを確立して行くと、このことも成功に向かっていけるかと考えます。

会長

今の取り組みというのは、出所が非常にはっきりしている事業系の生ごみですね。

委員

そうです。

会長

では、委員。

委員

今の議論を拝聴しまして、一般市民にとって非常に理解しやすく、理解していかなければならない考え方としまして、コンポスト化がなぜ必要で何の目的のためにコンポスト化なのかということが抜けています。区の方は十分知って啓発活動をされているのですが、まだまだ区民の間に、その辺の意識がまだまだ足りないと思います。また、コンポスト化の最終目的は生ごみの減量ということですよ。

生ごみの減量をなぜしなければいけないのか、なぜコンポスト化なのかを、コスト的な問題を含めて。また、コンポスト化は一つの方法であるが、それがうまくいかない現状は、一つには都市型にコンポスト化というものが本当に向いているのか向いていないのか。

全国的な問題と、都市型の練馬区の問題は、若干違うこともあることを踏まえたときに、生ごみの減量していくことが我々の生活にとって非常に大事であるということを入れていただくことにより、非常にわかりやすくなります。そうすれば、事業者の方でもコンポストの技術革新をしていけると思います。目標を失わずに、より効率的なものを、技術開発して行けると思います。

会長

この3番のご意見につきましては、受け皿づくりが極めて重要だというような文言を加えさせていただくということにしたいと思えます。

1月末に私は韓国に生ごみの調査に行きましたので、情報提供だけさせていただきます。

韓国では、全ての家庭から生ごみを分別回収しています。可燃ごみとは別です。週3回収しています。普通のごみも有料ですが生ごみも有料でした。

そして、全量資源化しています。韓国全体で全量まではいっていませんが、私が行った釜山は全量資源化していました。

資源化の仕方ですが、3分の1ずつに分かれていまして、飼料化、堆肥化、バイオガス化です。今、増えているのはバイオガス化です。減っているのは堆肥化です。

日本は焼却が8割近いのですけれども、焼却は2割です。可燃ごみの焼却はやっていますが、もう新たな焼却施設を造れる地域は韓国にはないと言われていています。

戸建の住宅には、自治体から各家庭に3ℓ、または5ℓの水切り付きのバケツが無料配布され、それに入れて出してもらうものです。

有料はどうするかというと、有料チップをその容器のふたに挟んで出します。チップが挟んでないと収集してくれません。そのチップは10個袋に入ってスーパーなどで買い求めます。

都市部では集合住宅に住んでいる人の方が多いのですが、集合住宅には、ごみ排出場所に回収機が置いてありまして、120ℓの生ごみ回収バケツがその回収機の中に3個ばかり入っています。ICカードを生ごみ回収機に接触させますと、ふたが上り生ごみを投入して計量表示をします。

好きなときに好きな量だけ投入できますので、においの問題はクリアしていると思えます。

しかし、週3回、生ごみを分別回収しますから、その費用は結構かかっているだろうと思えますが、有料になっていきますので、韓国では財政自立度という指標を用いています。私が行った自治体はごみ処理費の3割以上を手数料で賄っていました。

環境部長

11ページは、生ごみの減量についてお書きいただこうとしているわけですが、その先に書いてあるのは、コンポスト化容器の助成のことが12ページまでずっと続いています。委員からも、これだけでは行政が辛いのではないかという温かいご意見もいただきまして、今までのご意見を聞いている限りは、例えば、集合住宅が増えている近年の住宅事情や、コンポスト生成物の活用の可能性などを踏まえ、今後の生ごみの減量について、コンポストのさらなる周知と併せて、コンポスト以外の方法についても広く検討していく必要があるということがあって、今までもあったと思えますが、生ごみの「ひとしぼり」の話だとか、先ほどの小分けの話だとか、そういったことも含めて生ごみの減量について、コンポストだけではなくて、広く検討していくべきだというご意見にいただいた方がより良いのかなと思えました。

会長

では、次に移りたいと思えます。

委員

是非、部長のご意見を中心に取りまとめていただきたいので、会長にお願いします。

会長

十分に拝読してみたいと思います。

次に、4番目。プラスチックについてです。

製品プラスチックの分別の徹底の提言(2)ですが、容器包装プラスチックの分別の徹底とタイトルを変更してはどうかということですが、これについては、廃プラスチックのサーマルリサイクルが平成20年から始まる前は不燃ごみの扱いでしたが、最終処分場の延命化のためということで可燃ごみに変わりました。まだ旧分別と勘違いして不燃に出されている方が多いです。そういう趣旨でありますので、製品プラスチックの分別徹底ということではないかと思えます。よろしいですか。

(異議なし)

会長

次に、意見5です。これは現在、環境省、経済産業省の合同で法改正の見直しが行われている状況についてです。制度変更の可能性もあるという状況もあるということをご意見としてお書きになったところだろうと思えます。

特に提言のところを変更する必要はなく、情報提供として扱わせていただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

制度の見直しも行われるのですが、この最終答申をまとめるまでには、多分、間に合わないと思えます。

では、ご意見6に入りたいと思います。

これは、「古着・古布の回収量については、行政回収よりも集団回収が多くなっている。これは、事業者に助成金を支給した効果は大きく、事業者が積極的に集団回収への勧誘し、区民にとって重い衣類を持って決められた場所・日時に行くより、便宜性が著しく向上し、成果に結びついたと考えられる。このことから他の品目でも助成金を支給することで、集団回収をさらに進める上でも大いに参考とすべき事項と考えます。」というご意見です。

これは集団回収に対する支援の拡大という提言(7)です。

その提言(7)の最後の3行のところに、ご意見とほぼ同趣旨の記述がなされていると思えます。

「今後、区内回収事業者を支援する視点から、現在は古着・古布の区内回収事業

者だけに奨励金を支給していますが、品目にかかわらず区内回収事業者の場合は報奨金を支給するなど制度の見直し・拡大も必要です。」というご趣旨の記述がありますので、このところを評価されたご意見と受けとめますが、いかがでしょうか。

最後、7番目のご意見です。「24ページの提言(7)、集団回収に対する支援の拡大の提言について」ということです。

「1、全区立小学校で集団回収を行う中で3Rの大切さを学ぶ。2、地域の世代を超えた交流が行われる。この2点が連鎖的に実施されれば、家庭、学校、地域が一体となって取り組むことができる画期的な提言だと思います。」このご意見も、この提言のまとめ方について評価をされたご意見だろうと思います。何か皆さんからご意見はございますか。

委員。

委員

ここに「全区立小中学校」ということで中学校も入っていますが、小学校については、避難拠点も含めて地域の中での拠点ということで、集団回収の取り組みは非常に効果が上がっていくと思いますが、中学校を入れるということがどうかと思うことと、また、小学校は65校ありますが近くに公民館があって、そちらの方が回収はやりやすいなどあり、「全」と入れると小学校で強制的にやることになってしまうのではないかと心配しておりますが、その辺はいかがでしょう。

7番目の意見の中では、「全区立小学校で」と書いてありますが、その辺の整合性として提言と同じように「中学校」を入れるのかということですが、私としては、小学校だけの方が適切なのかなと捉えております。あとは「全」と入れるかどうかというところは少し気になっております。

会長

ご意見には「全区立小学校」とありますが、提言(7)には「全区立小中学校」とありますが、特に小学校が重要ということで「小学校」とお書きになったのではないのでしょうか。中学校を入れてはだめというご意見では決してないと思います。

ここに高校などが無いのですが、本当は高校なども集団回収をやってもいいですよ。ただ、高校となると都立なので、区としては踏み込めないかなと思いますが、都と連携しながら、高校でも集団回収の取り組みをやれるところはやってもらうのがいいかと思います。

委員。

委員

現在、自治会やPTAですでに地域で大きな集団回収をしている状況もあります。

そこに新たに学校単位やPTAという形で、行政が全区立小学校・中学校を中心に集団回収をして下さいという号令をかけた場合に、地域でコミュニケーションがとれていたところが、逆にPTAはPTAでやることで地域を無視した形態を入れていいものか。

事業者の立場からは、例えば、各小学校・中学校のお子さん達の各戸ごと集団回

収をやるうとした場合には、個人情報保護法の観点から、名簿を出していただけないとか、どこのお宅を回ったらいいのか、昔からある集団回収に持ち寄ってもらうことができれば、それは可能かもしれません。

あとは、事業者の立場からすると、果たして小学校単位、中学校単位での集団回収が継続していけるのか、また、量的に見込めるのかということも非常に心配しています。

もし行政として、こういう号令をかけるのであれば、回収業者とも連携しどういう形で回収してその地域を進めたらいいのかというのは十分検討して行かないと厳しい問題になると思います。

委員

全く同感です。行政は学校に対して要求が多過ぎます。子どもたちを通して何々をやれば、親はそれに従うだろうと、一番イージーな考え方です。学校現場を考えると、本当に要求が多くて学校は学校本来の仕事があるのに、ちょっとしたことですぐに親御さんからクレームがくる。

そんなことを考えると、ここはさらりと書いておくのが一番いいので、ましてや都立に働きかけるなどは大変なことです。学校は学校でできることをやる、できなおことはやらない、それでいいと思います。

会長

現場の状況をよく見極めた上で、取り組みを進めていくということにならざるを得ないということですね。

しかし、重要な切り口であることは間違いないわけで、支障が生じない範囲で、十分に留意しながら進めていくということになるかと思います。

副会長

学校関係のことで今までのご意見はそういう視点も必要だと思いますが、学校から出てくるごみは広い意味での事業活動から出るごみだから、学校で出るごみは学校できちんとやっていくことはいいことだと思います。

例えば、小学生や中学生が、家庭から出るごみに関しては家庭でいろいろとやりますが、学校生活の中で出るごみは当然あるので、これに対してもきちんとやっていくという視点で学校の取り組みはあってもいいと思います。

いろいろな分別収集あるいは排出の多様化ということは広く考えていいと思います。

例えば、高校に広げることも、都立高校は所管が違うというお話が先ほどありましたが、これは違うと思います。

都立であれ、大学であれ、私立であれ、区内事業者は区内事業者としての排出者責任がありますから、そういう視点で一つの排出事業単位と考えれば、都立高校であれ、大学であれ、どこでも訴えられるわけです。

当然、区としても区の一般廃棄物処理責任から当然呼びかけができますし、それに対して協力しなくてはいけない義務があるわけですから問題はないと思います。

事業者の事業活動という用語がありますが、その職場、あるいは活動主体の場から出るごみとして捉える視点で、例えば、小中学校のごみ教育ということも意味はあると思います。先ほどから出ている集団回収など既存の体系と混乱するような形を防止する手だては考えていく必要はあると思います。

会長

7つのご意見について意見を伺って、方向性を出させていただきましたが、全体について何かご意見がありますか。

もしご意見がなければ、時間がまだありますので、国の審議会に出席されている委員がこの中におられます。1名の委員は容器包装リサイクルの審議会に出席されていると思いますし、もう1名の委員は食品リサイクルの方に出席されています。今、どういう改革がなされようとしているのか情報提供をお願いいたします。

委員

先ほど皆さんに議論いただきました資料2 - 3の5の意見を出したのは私ですが、最近の状況としましては、容器リサイクル法の見直しについて、昨年の秋から合同の会合で審議が始まりました。

すでに7回ほど開かれています。最初の1回目は顔合わせで各委員から自由な意見が出ました。その後、関係団体や関係者の方からのヒアリングが、4、5回あったでしょうか。そして、ここ2回ほど、先週あったのですが、さまざまなヒアリングの結果を踏まえて、各委員からの意見を出してもらったという段階です。

いよいよ、それぞれの関係者の皆さんや委員の皆さんから出た意見の取りまとめをして、その論点整理をするところまでこぎつけたという状況です。

当然ですがいろいろな意見が出まして、特に容器包装に関しては、関係者も多いですし、また、一般の市民の方、住民の方たち等の関心も大変高いテーマですので、さまざまな意見が出ておまして、多分、意見だけをまとめたものが10ページ近くあります。それをうまく整理して、何を議論していくかの論点整理に入るという段階です。

少し情報提供として、これから先、製品プラスチックの分別についても変化するかもしれないと書いたのですが、製品プラスチックの問題が今回の見直しの議論の中に挙がるかどうかというのも、まだわかりません。これから論点整理をする段階ですので、その製品プラスチックがどう取り扱われるのか、それが議論の対象になるのかわからないかはこれからの話です。まして、その製品プラスチックが挙がったとしても、容器包装プラスチックと一緒に集めましょうという話になるかどうかは、これから先の議論の結果ですので、今の段階では何とも申し上げる状況ではないと思っています。

恐らく、多少なりとも方向性が見えるのは、夏とか、夏過ぎぐらいにはテーマが具体的に検討され、そういう方向に行くのかという様子が見えてくるのではないかと、まだ先のことになるとは思います。もしかすると、製品プラスチックについても何か動きがあるかもしれないという状況です。

会長

せっかくの機会ですから、ご質問があればお出しただければと思いますけれども。よろしいですか。

では、委員、食品リサイクルをお願いします。

委員

食品リサイクル部会は、先月、2月13日に農林水産省と環境省の合同で会議が行われましたが、様々な課題が出てきますが、例えば、1年で100t以上の生ごみを出す事業者に対しては20%の肥料化ないし飼料化をなささいという環境省の指導があっても、それをクリアしているところとしてないところがあるわけです。

例えば、1年間に100t以上の生ごみが出て、その20%をリサイクルしていて、それが3年以上続いたら優良企業として名前を公表するとか、優良事業者として環境省が表彰制度などで表彰することによって、そういう企業が増えますし、続いていきますからそういうことをしたらいいのではないかというような意見があったりします。

あと、環境省がリサイクルや発生抑制や再利用とかをごっちゃに話をしているものですから、委員からまず、環境省は生ごみの発生抑制をするためにどうしたらいいかということを中心に徹底的に研究して、それでもできなかったものを再利用する。例えば、先ほど出ましたフードバンクを利用するとか、もう少し公共的な仕組みにしていくとか。それでもできなかったものをリサイクル、リサイクルできないものをバイオマスにと段階的に検討していかなくてはいけないのに、今日は発生抑制のこと、今日はバイオマスのこと、今日はリサイクルのことというように課題が飛んでしまっていますから、その辺を順序立ててやった方がいいのではないかという方向性が示されています。

また、3月30日に発生抑制をテーマにして、つくり過ぎないようにするにはどうしたらいいのかという結論でまた改めて出てくると思います。結果を次回ご報告させていただきたいと思います。

会長

何かご質問はございませんか。

委員。

委員

最新の話ありがとうございます。

この会議のまとめも、それぞれの立場をそれぞれの中で明確にして、求めるものは最後一つだと思いますので、2名の委員のお話を聞きまして非常にわかりやすいと思いました。

それと、具体的に申しますと、例えば、ごみの扱いについても、科学技術の進歩などによりごみ減量やごみをなくすことを何とかやっているわけです。

また、市民社会の変化として、少子高齢化社会や独居老人が増える中でごみ問題のあり方というものも、最後のまとめの中に我々が何を求めていくのかを、今現在、

何ができるのかというような形で盛り込んでいただければ、よりわかりやすいのではないかと思います。

会長

この社会の変化の中での更なるごみ減量への3Rの取り組みという位置づけをきちんと踏まえて、答申を取りまとめてもらいたいというご意見ですね。参考にさせていただきたいと思います。

ほかに。副会長。

副会長

全体的なことにも関わってくるかと思いますが、製品プラスチックの方針はこれでいいと思いますけれども、製品プラスチックというのは非常に紛らわしくて何となくわかっているようでわからないという感覚が、多分、区民の方もお持ちだと思います。容器包装プラスチックのごみ出しでよく言われるのは、なぜこれはプラスチックなのに容器包装プラスチックではないのかと。容器包装プラスチックがどの範囲のものなのかははっきりわからないということもその一つだと思います。

今後、この分別の区民への広報や周知の中でそれを非常に細かくそして正確にやっていると、非常に理窟っぽくなってしまいます。矛盾することですが、製品プラスチックといったら広い意味では容器包装プラスチックは全部入りますよね。

日常的な生活の中での分類とすれば。容器包装プラスチックは、容器包装でプラスチックでできているものが対象になっているわけですから、広い意味で製品プラスチックの中で容器包装プラスチックだけを分別してもらうことです。

しかも、容器包装プラスチックの中にはペットボトルも当然、プラスチック容器包装ですが、ペットボトルだけは別の分別区分として独立している。だから、容器包装リサイクル法は、便宜上、ペットボトル以外のプラスチック容器包装と言っているわけです。

「その他のプラ」とそのことと別に、今、製品プラスチックが問題になっているのは、プラスチック製のごみが非常に増えてきているのを、どう処理したらいいかが課題になっているからです。今までは燃えるごみは紙や木や生ごみと考えればよかったけれども、プラスチックが燃やすごみになったのでどういうふうにしていくかということです。

実態調査の中でも可燃ごみの中ですと、プラスチックは量的にそんなに多くないです。でも、これは重さです。しかし、容器包装リサイクル法のデータにもあるように、かさで言えば、今は少し減ってきていても5割ぐらいです。重さにすると2割ぐらいですが。

だから、ごみとしては非常に多いのですが、重さのデータにすると非常に少なくなるので注意しなければいけないと思います。

あとは製品プラスチックが課題になっていて、これから区民の方に容器包装以外のプラスチック製品であることをきちんとわかるようにしていかないと、非常に混乱していくと思います。だから、この答申の中でも、矛盾がないように工夫して表現していますが、読んだ方はよくわかりません。廃プラスチックとなったり、製

品プラスチックとなったり、容器包装プラスチックとあって、どこがどう違うのかと。

この辺は今後の区の広報のときに、ぜひ、きちんとしていただきたい。特に宅配されたカタログなどを包装したビニールは包装プラスチックとして容器包装リサイクル法にならないのか。プラスチックごみにどういう問題があるのかを含めて、プラスチックごみをこれからどうしていくのかも大きな課題なわけです。その中で、容器包装リサイクル法もあるわけなので、その辺はぜひ工夫してやっていただきたいと思います。

委員

引越しシーズンに出てくるプラスチック類で一番、問題が起きているのが衣類箱です。かさばるし、それがある人は可燃に出したり、ある人は不燃に出したりしています。また、子どものプラスチック製おもちゃ類も引越しや入学シーズンになると、もう分別がめちゃくちゃです。

そういう意味では、「製品プラスチック」という表現は混乱をまき散らしていることは事実です。

会長

衣類のケースは粗大ごみだと思います。

委員

これは微妙なところなのです、大きさによって。実態は、粗大ごみで出てくるのは2割ぐらい。あとはみんな潰して出しています。だから、現場をもっと知ってもらいたいです。少なくとも、本当に現場の状況を知った上で議論してもらいたいです。

確かにそれは規定からいけば、長さ、サイズは粗大ごみですが、潰してしまうのが現実です。

会長

ほかにご意見はございませんか。

ないようでしたら、いろいろといただいたご意見の中で、最終答申に向けて修正させていただくような項目も出てきましたので、それを反映させた形で、次回、最終答申（案）を取りまとめてお示しして、再度、ご議論をいただくという形で取りまとめたいと思います。

そのほかに何かございますか。

ないようでしたら、事務局から次回の開催日等についてお願いします。

清掃リサイクル課長

次回、第10回の練馬区循環型社会推進会議の日程でございますが、現在のところ、5月を予定しております。

ただ、議会等の日程が固まっておりますが、もし可能であれば、事務局案とし

では、5月12日の月曜日に開催できればと思っております。

万が一、この日程が難しいようでしたら、次週に繰り越す形になるかと思っております。いずれにいたしましても、皆様のご都合もおありだと考えておりますので、日程が確定し次第、早々にお知らせしたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

会長

これをもちまして、第9回練馬区循環型社会推進会議を終了させていただきます。